

相続税がかかる財産の明細書

(現金・預貯金等用)

被相続人の氏名

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

項番	財		産		の		明		細		分割が確定した財産	
	口座種別等		口座番号		国外		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)		数量	単価(円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	備考											

第11表の付表3 (令和6年1月分以降用)

書きかた等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が現金及び預貯金等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 2 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

《書きかた》

1 「口座種別等」欄

下記「取得した財産の口座種別等の記載要領」により、取得した現金、預貯金等の口座種別等を記入してください。

2 「国外」欄

取得した預貯金等の預け入れをしていた営業所又は事業所の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

3 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

4 第 15 表への転記

財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の㊸欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の㊸欄に転記してください。

《取得した財産の口座種別等の記載要領》

種 類	細 目	口 座 種 別 等	第 15 表の 該 当 欄
現 金 、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別	㊸